

基本的人権

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

皆さん、日本国憲法（以下、憲法）の3原則をご存知ですか？

○**国民主権** ○**平和主義** ○**基本的人権の尊重** の3つです。

戦後の新しい日本をつくる3つの重要課題の中のひとつに、基本的人権の尊重が位置づけられています。この基本的人権について考えてみたいと思います。基本的人権の条項は、憲法の条文のなかでも、数多く定められています。憲法は、国のきまりの大もとであり、そこに定められている種々の権利に守られて、わたしたちのくらしや社会が成り立っています。

○憲法 第97条には、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と基本的人権の本質について、人類史的、国際的視点でとらえています。基本的人権は、人類が長い年月をかけて、ときには血を流し、命をかけたたたかいと努力の歴史のうえに獲得したものであり、世界の国々にも共通して言えるものとなっています。

○憲法 第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と基本的人権の享有と性質について定めています。わたしたちは、憲法に規定されているから人権保障は心配ないと考えのではなく、互いの人権を守るために努力を重ねていかなければ、憲法に定められているはずの人権も空洞化してしまうということを忘れてはなりません。

では、憲法が定める基本的人権にはどのようなものがあるのでしょうか。おもに以下の5つに分類できます。

- 1.自由権 権力の干渉や介入から生活を守り、個人の自由な意志決定と活動を保障する権利
(①思想および良心の自由 ②信教の自由 ③表現の自由 ④居住・移転・職業選択の自由 ⑤学問の自由など)
- 2.平等権 人間の平等を否定してきた時代への深い反省のもと、すべての人間は平等であることを保障
(①法の下での平等 ②個人の尊厳と両性の平等 など)
- 3.社会権 人間らしく豊かな生活を実現するための諸権利
(①生存権 ②教育を受ける権利 ③労働者の諸権利 など)
- 4.参政権 国民が主権者として国を治めることに関与していくことを保障する権利
(①選挙権 ②被選挙権【議員及び選挙人の資格】 ③請願権など)
- 5.請求権 損なわれた権利の回復を求めることを保障する権利
(①裁判を受ける権利 ②国及び地方公共団体の賠償責任 ③刑事補償を求める権利 など)



憲法では私たちのさまざまな権利が保障されていますが、決して無制限なものではありません。例えば「表現の自由」が認められているといっても、他人を誹謗中傷することは許されません。人権は、人間らしく生きていくために必要なものであって、誰かを傷つけるために振りかざすものではありません。「公共の福祉」という考え方で調整がはかれるようになっていきます。

明治憲法のもとでも一応人権は保障されていましたが、現行憲法のように人間が生まれながらにもっているものという考え方ではなく、天皇から恩恵として与えられた権利であり、法律によって制限が可能なものと考えられていました。人間の平等も十分には保障されていませんでした。

現在に至るまで、日本は目まぐるしく変化しました。そして現在も尚、変化し続けています。それと並行するように人権問題も多種多様になっています。また、プライバシー保護や環境権、知る権利、自己決定権など社会の変化に伴って新たな人権も注目されるようになっていきます。しかし、どんなに時代が移り変わっても、大切にしなければいけないものは変わらないのではないのでしょうか。「お互いの人権を尊重する」この当たり前のことを次の世代へ正しく伝えていくことが、今を生きる私たちの大切な役割だと思います。

宇陀市人権啓発活動推進本部

2019. 3

※この啓発ビラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147 または jinken@city.uda.lg.jp